

犬・猫飼育者の皆様へ

千葉県内では、捨てられたり、放し飼いにしたため引き取られる犬・猫が年間約1万8千頭もあり、このうち75%以上が子犬・子猫です。

このような不幸な子犬・子猫をなくすため不妊・去勢手術に対して助成事業を実施します。

○助成金額

手術費用のうち5,000円

○応募期間

9月20日～9月26日(当日消印有効)

○手術実施期間

利用券を交付後、12月26日まで。

○対象動物

飼い犬・飼い猫のうち、手術が可能なもの(飼い犬の場合、今年度狂犬病予防注射済で登録されているもの)

【注】何らかの理由により手術に適應できない場合は、お断りすることもありますの

で、応募前に動物病院とご相談下さい。

◇応募・記入上の注意

・1世帯当り1頭(1通)の応募とします。

・手術する病院は、(社)千葉県獣医師会員の動物病院となります。

・応募多数の場合は、抽選となります。

・当選の可否については、10月中旬頃通知いたします。

○応募・問い合わせ先

・(社)千葉県獣医師会
〒260-0021
千葉県中央区新宿2-9-7
結城野ビル1階
☎043-242-1047



飲酒運転の追放

<千葉県内の交通事故発生状況>

県内では、交通事故により多くの尊い命が失われ、その中には飲酒運転による事故も多く含まれています。

県警では、これら悲惨な交通事故を減らすために、「飲酒運転取締強化月間」『9月1日(水)～9月30日(木)』を実施して飲酒運転の取締りを強化します。

<飲酒運転の実態>

今年の4月6日から5月5日までに実施した飲酒運転取締強化月間においては、1,663人のドライバーが飲酒運転で検挙されています。その中には飲酒検知を拒否する者や飲酒運転により交通事故を起こして逮捕された50人も含まれています。

<罰則の強化>

飲酒運転は、重大事故に結びつく大変悪質で危険な犯罪行為であり、

●**酒気帯び運転** 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

●**酒酔い運転** 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

と厳しい罰則となっています。

外国人の 不法就労防止に ご協力を!

近年、「短期滞在」の在留資格での労働や不法滞在者の労働など、法的に認められていない不法就労が問題になっています。外国人の不法就労の防止にご協力ください。

雇用できない外国人

- 不法入国者、不法上陸者及び在留資格が超過した外国人
- 在留資格が短期滞在・文化活動・留学・就学・家族滞在の外国人(資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労が可能)

雇用できない外国人を雇った場合

- 働くことが認められていない外国人を雇ったり、その雇用をあっせんした人等は、3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金の適用を受けます。

※問い合わせ先

成東警察署 ☎0475-82-0110